重要事項説明書

記入年月日	令和6年10月1日			
記入者名	辻本 高志			
所属・職名	すずらん台翔裕館 施設長			

1. 事業主体概要

種類	個人法人				
	※法人の場合、その種類	株式会社			
名称	(ふりがな) かぶしきがい	しゃさんがじゃぱん			
	株式会社サン	ガジャパン			
主たる事務所の所在地	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 11 番地 9				
連絡先	電話番号	048-614-1541			
	FAX番号	048-614-1552			
	ホームページアドレス	http://www.sangajapan.jp			
代表者	氏名	山口 智博			
	職名	代表取締役			
設立年月日	令和1年5月20日				
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介)	護サービス一覧表)			

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) すずらんだいしょうゆうかん						
	すずらん台	すずらん台翔裕館					
所在地	〒651−1113						
	兵庫県神戸市北区鈴蘭	[台南町9丁目1番10号					
主な利用交通手段	最寄駅	鈴蘭台 駅					
	交通手段と所要時間	神戸電鉄有馬・粟生線 鈴蘭台駅 から 徒歩8分					
連絡先	電話番号	0 7 8 - 5 9 7 - 7 7 1 6					
	FAX番号	0 7 8 - 5 9 7 - 7 7 2 6 -					
	メールアドレス	suzurandai @sangajapan.jp					
	ホームページアドレス	https://sangajapan.jp					

管理者	氏名	辻本 高志
	職名	施設長
建物の竣工日		令和 4 年10月24日
有料老人ホーム事業の開始日		令和 4 年12月 1 日

(類型)【表示事項】

1	介護付	一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)					
2	介護付	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)					
3	住宅型						
4	健康型						
1 2	又は2に	介護保険事業者番号					
該	当する場	指定した自治体名					
合		事業所の指定日					

指定の更新日(直近)

3. 建物概要

土地	敷地面積	1, 186.17 m²							
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地							
		2	② 事業者が賃借する土地 (普通賃借 ・ 定期賃借)						
			抵当権の有無	1	あり	2	なし		
			契約期間	1	あり				
				(全	今和4年	11月	1日~令和	口34年10月31	月)
				2	なし				
			契約の自動更新	1	あり	2	なし		
建物	延床面積		全体				1,	186.17	m²
		うち	ら、老人ホーム部分					8 5 9. 1 8	m²
	耐火構造	I	耐火建築物						
		2	準耐火建築物						
		3 -	その他()			
	構造	1 5	鉄筋コンクリート造						
		2	鉄骨造						
		3	木造						
		4 .	その他()			
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物							
		2	事業者が賃借する建物	7 (普通賃	借	• 定期賃	借)	
			抵当権の設定	1	あり	2	なし		

			契約	期間		1	① あり			
					(4	(令和4年11月1日~令和34年10月31日)				
			2		2	2 なし				
			契約	の自動見	更新	1	あり 2	なし		
居室の状況		1)	全室個	室(綾	故者居	室含	む)			
	居室区分	2	相部屋	あり						
	【表示事項】			最少					人部屋	
				最大					人部屋	
		<u>۲</u>	イレ		浴室		面積	戸数・室数	区分*	
	タイプ 1	有	/無	有]/無		18. 20 m²	30	介護居室個室	
	タイプ 2	有	/無	1	有/無		m²			
	タイプ3	有	/無	1	有/無		m²			
	タイプ 4	有	/無	1	有/無		m²			
	タイプ 5	有	/無	1	/無		m²			
	タイプ 6	有	/無	1	/無		m²			
	タイプ 7	有	/無	1	/無		m²			
	タイプ8	有	/無	1	有/無		m²			
	タイプ 9	有	/無	1	/無		m²			
	タイプ 10	有	/無	1	有/無		m²			
※「一般居室	個室」「一般居室	2相部/	屋」「ク	予護居室	個室」「	介護	居室相部屋」	「一時介護室」	」の別を記入。	
共用施設	共用便所にお	ける		1ヶ所	うち男	多女別]の対応が可	1ヶ所		
	便房			- / //	うち車椅子等の対応が可能な便房			可能な便房	1ヶ所	
	 共用浴室			2ヶ所	個室				2ヶ所	
	7 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17			_ , ,,,		大浴場			0ヶ所	
					チェフ	チェアー浴			0ヶ所	
	共用浴室にお	ける		1ヶ所	ケボーリフト浴				0ヶ所	
	介護浴槽			ストレッチャー浴					1ヶ所	
					その化)	0ヶ所	
	食堂			あり		なし				
	入居者や家族		1	あり	2	なし	,			
	用できる調理	設備			1.11. 1					
	エレベーター				車椅子 対		[.] L -a\			
							一対応)	.		
						2 (該当しない)		
	※ 小 型			なし	2	<i>t</i> a1				
消防用設備等	消火器	九/世		あり		-				
守	自動火災報知	汉/朋	1	あり	2	なし	,			

	火災通報設備	① あり	2 なし		
	スプリンクラー	① あり	2 なし		
	防火管理者	① あり	2 なし		
	防災計画	① あり	2 なし		
緊急通報装	居室	便所	浴室	その他()
置等	① あり	① あり	① あり	1 あり	
	2 一部あり	2 一部あり	2 一部あり	2 一部あり	
	3 なし	3 なし	3 なし	③ なし	
その他					

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	"とことん追及、感動介護"
	「もし自分の親が介護施設に入るとしたら、ど
	んな場所が良いだろうか」と。
	仲間と笑い合える場所。自分自身を大切にでき
	る場所。生きがいを見出せる「楽しい」場所。
	ご利用者の皆様は家族の一員であり、だからこ
	そ深く寄り添うこと、「感謝」の気持ちを忘れず
	少しでも快適な時間を過ごして頂けるよう進歩
	し飛翔し続けます。
サービスの提供内容に関する特色	すべての利用者が住み慣れた住宅生活の延長線
	上にあるような生活全般の支援を行います。
	利用者本人とその家族の希望を尊重し、地域住
	民を含めて「この地に"すずらん台翔裕館"があ
	るから安心だ」といわれる施設づくりを行いま
	す。
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	① 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算	入居継続支援加算	1	あり	2	なし
の対象となるサービスの体制の	生活機能向上連携加算	1	あり	2	なし

有無	個別機能訓練	i加質	1 あり 2 なし
,H <u>,</u>			
	夜間看護体制	加算	1 あり 2 なし
	若年性認知症	入居者受入加算	1 あり 2 なし
	医療機関連携	加算	1 あり 2 なし
	口腔衛生管理	!体制加算	1 あり 2 なし
	栄養スクリー	・ニング加算	1 あり 2 なし
	退院・退所時	連連携加算	1 あり 2 なし
	看取り介護加]算	1 あり 2 なし
	認知症専門	(I)	1 あり 2 なし
	ケア加算	(Ⅱ)	1 あり 2 なし
	サービス提	(I)\	1 あり 2 なし
	供体制強化	(I) ¤	1 あり 2 なし
	加算	(II)	1 あり 2 なし
	/III /II	(III)	1 あり 2 なし
	介護職員等	(I)	1 あり 2 なし
	処遇改善加	(II)	1 あり 2 なし
	算	(Ⅲ)	1 あり 2 なし
		(IV)	1 あり 2 なし
人員配置が手厚い介護サービス	1 あり	(介護・看護職員の	の配置率)
の実施の有無	2 なし		

(医療連携の内容)

医療支援		① 救急車の手	恒
	※複数選択可	② 入退院の付金	き添い
		③ 通院介助	
		④ その他 (5	緊急時の受け入れ相談等)
協力医療機関	1	名称	医療法人社団顕修会 顕修会すずらん病院
		住所	兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町 2-21-5
		診療科目	内科、外科、整形、透析科、他
		協力科目	内科、外科、整形、透析科、専門外来
		協力内容	入院、通院、緊急受診の受け入れ、やむを得ない理
			由により受け入れ困難な場合は他医療機関の紹介等
	2	名称	医療法人社団一秀会 春日病院
		住所	兵庫県神戸市北区大脇台 3-1

		診療科目	内科、消化器内科、外科、整形外科、他				
		協力科目	内科、消化器内科、外科、整形外科、他				
		協力内容	入院、通院、緊急受診の受け入れ、やむを得ない理				
			由により受け入れ困難な場合は他医療機関の紹介等				
	3	名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院				
		住所	兵庫県神戸市北区惣山町2丁目1-1				
		診療科目	内科、外科、泌尿器科、皮膚科、精神科、他				
			内科、外科、泌尿器科、皮膚科、精神科、他				
		協力内容	入院、通院、緊急受診の受け入れ、やむを得ない理				
			由により受け入れ困難な場合は他医療機関の紹介等				
	4	名称	ナチュラルケアグループ 松田・神戸クリニック				
		住所	兵庫県神戸市中央区御幸通 5-2-5 御幸通ビル7階				
		診療科目	内科、緩和ケア				
		協力科目	内科、緩和ケア				
		協力内容	定期的な訪問診療、緊急受診の対応相談等				
協力歯科医療機	関	名称	医療法人 C&P 西すずらん台歯科クリニック				
		住所	兵庫県神戸市北区北五葉 1-1-1 西鈴新鉄ビル1F				
		協力内容	定期的な受診及び往診(緊急時の往診対応)				

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合		1	一時介	一時介護室へ移る場合				
※複数選択可			介護居	介護居室へ移る場合				
		3	その他	(空	室がある場合、希望の居室へ移動可)			
判断基準の内容	判断基準の内容							
手続きの内容								
追加的費用の有無	#	1	あり	2	なし			
居室利用権の取扱	及い							
前払金償却の調整	隆の有無	1	あり	2	なし			
従前の居室との	面積の増減	1	あり	2	なし			
仕様の変更	便所の変更	1	あり	2	なし			
	浴室の変更	1	あり	2	なし			
	洗面所の変更	1	あり	2	なし			
	台所の変更		あり	2	なし			
	その他の変更	1	あり		(変更内容)			
		2	なし					

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立している者	① あり 2 なし					
【表示事項】	要支援の者	① あり 2 なし					
	要介護の者	① あり 2 なし					
留意事項	60歳以上						
契約の解除の内容	他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又はその危						
	切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける						
	方法及び接遇方法では	これを防止することができないとき、他					
	(契約解除事項による)						
	 解約条項	入居契約書 (普通建物賃貸借契約) 第11条					
事業主体から解約を求める場合	/////////////////////////////////////	利用契約書 第30条					
	解約予告期間	30 日					
入居者からの解約予告期間		30 日					
体験入居の内容	① あり(内容:6泊ま	で無料。1日7泊目以降10,000円(税込)					
	3 食付き、入浴)						
	2 なし						
入居定員		30 人					
その他							

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載 する必要はありません)。

(職種別の職員数)

		常勤換算人数			
		合計	% 1 % 2		
			常勤	非常勤	
管理	理者	1	1		1. 0
生剂	舌相談員	0			
直担	接処遇職員	12			5. 0
	介護職員	12	4	8	5. 0
	看護職員				
機能	能訓練指導員				
計画	画作成担当者				
栄	養士				
調理	理員	4	1	3	2. 4
事		1	1		1. 0
その	の他職員				

1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2

40 時間

- ※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者 が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に 換算した人数をいう。
- ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

(資格を有している介護職員の人数)

	合計					
		常勤	非常勤			
社会福祉士						
介護福祉士	6	2	4			
実務者研修の修了者	1	0	1			
初任者研修の修了者	5	2	3			
介護支援専門員						

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間(19 時~ 7 時)							
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)					
看護職員							
介護職員	0人	0人					

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の	契約上の職員配置比率**	a	1.5:1以上
利用者に対する看護・介護職	【表示事項】	b	2:1以上

員の割合				С	2.5:	1以上
(一般型特定施設以外の場				d	:	以上
合、本欄は省略可能)	実際の配置.	 比率				
	(記入日時	点での利用者数:常勤換算	算職員数)			
※広告、パンフレット等におり	 する記載内容	に合致するものを選択				
外部サービス利用型特定施設	である有料	ホームの職員数				人
老人ホームの介護サービス提供	共体制(外部	訪問介護事業所の名称				
サービス利用型特定施設以外の	訪問看護事業所の名称					
は省略可能)		通所介護事業所の名称				

(職員の状況)

	他の職務との兼務						① あ	Ŋ <u>2</u>	2 なし				
<i>5</i> 55 → 111 → 15.		業務に係る資格等		① あり									
管理者						資格等	学の名称		理学療法	去士、初	任者研修	X.	
			2 なし					1					
		∓ =#	: m+/- 🗀	_	<i>⇒#:</i>	m#h 🗀	4.77		나는 실수 생님	(井下)关 口	計画作	成担当	
		有護	職員) 	でき	職員	生活	相談員	談員 機能訓練指導員			者	
		常勤	非常勤	常勤	h	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度	1年間の	0	0	1		6	0	0	0	0	0	0	
採用者	数												
前年度	1年間の	0	0	3		6	0	0	0	0	0	0	
退職者	数												
応業	1年未満	0	0	2		7	0	0	0	0	0	0	
じ務たに	1年以上	0	0	2		1	0	0	0	0	0	0	
応じた職員の業務に従事した	3年未満												
見した	3年以上	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
人数を経験年数に	5年未満												
験年	5年以上	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
数	10年未満												
\ <u></u>	10年以上	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
従業者	の健康診断	の実施状	況		1	あり	2	なし					

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	1	利用権方式
【表示事項】	2	建物賃貸借方式

		3	終身建物賃賃	貸借方式					
			1 全額前払い方式						
		2	2 一部前払い・一部月払い方式						
利用料金の	支払い方式	3	月払い方式						
【表示事項]	4 72-10-1			1	全額前払い方式			
		_	4 選択方式※該当する方式を全て通		2	一部前払い・一部月払い方式			
					3	月払い方式			
年齢に応じ	た金額設定	1	あり ②	なし					
要介護状態	に応じた金額設定	1	あり ②	なし					
入院等によ	る不在時における	1	減額なし						
利用料金(月払い)の取扱い		2	2 日割り計算で減額						
			3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額						
利用料金	条件	消費者物価指数及び人件費増額等							
の改定	手続き	事前に通知、説明し書面での同意を得る							

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

						プラ	ン	1		プ	゚ラン	2	
入居者の状		の状	要介護度	要分	要介護3					要支援2			
況			年齢					80歳				7	7 5 歳
居室の状況		沈	床面積					18. 2 m²				18	3. 2 m²
			便所	1	有	2	4	#	1	有	2	無	
			浴室	1	有	2) 負	#	1	有	2	無	
			台所	1	有	2	2	無	1	有	2	無	
入	居時	点で	前払金					0 円					0 円
必	要な費	用	敷金	0 円				0 円					
月	額費用	の合詞	計 (税込)	193,000 円				162,700 円					
	家賃			57,000円				57,000 円					
	サ	特定	施設入居者生活介護*1の費用					0 円					0 円
	ビビ		食費					52,800 円				52, 8	800 円
	ビス費用		共益費 (非課税)					15,000 円				15,0	000 円
	角	介	管理費 (光熱水費等)					11,000円				11,0	000 円
		介護保険外※2	状況把握・生活相談サービス費					16,500円				16, 5	500 円
		険外	生活支援等サービス費		((30 回)	33,000円		(10	回)	11,0	000円
		** 2	健康維持増進サービス費(定額)					2,200円				2, 2	200 円
			服薬支援サービス費(定額)					3,300円					0 円
			リネンレンタル(定額)					2,200円				2, 2	200 円

食費・管理費・状態把握生活相談・生活支援・健康維持増進・服薬支援・リネンレンタル 税込み

- ※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。(負担割合1割の場合)
- ※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	近隣の共同住宅家賃に入居一時金想定分を加算して
敷金	家賃の 0ヶ月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	居室及び共有部の水道光熱費
食費	朝:500円,昼:600円,夕660円(1ヶ月を30日として算定) ※税込
共益費	共用部の維持管理費、保守費、掃除費
利用者の個別的な選択に	別添2
よるサービス利用料	
その他のサービス利用料	個別の選択による代行サービスやおむつ等の販売、リネンレンタル (週
	1回交換)に伴う費用

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護**における人員配置が手厚い	
場合の介護サービス (上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間	(償却年月数)	ヶ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間領する額(初	を超えて契約が継続する場合に備えて受 期償却額)	円
初期償却率		%
返還金の	入居後3月以内の契約終了	
算定方法	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の	1 連帯保証を行う銀行等の名称	

保全先	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他(名称:)

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	8人
	女性	18人
年齢別	65 歳未満	0人
	65 歳以上 75 歳未満	1人
	75 歳以上 85 歳未満	4人
	85 歳以上	21人
要介護度別	自立	2人
	要支援1	2人
	要支援2	1人
	要介護1	8人
	要介護2	7人
	要介護3	2人
	要介護4	4人
	要介護 5	0人
入居期間別	6ヶ月未満	10人
	6ヶ月以上1年未満	4人
	1年以上5年未満	1 2人
	5年以上10年未満	0人
	10 年以上 15 年未満	0人
	15 年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	91.1歳				
入居者数の合計	26人				
入居率*	86.67%				
ツ 1尺×粉の入卦・1尺 ウ目粉で除して得された朝 ム 、					

[※] 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人	自宅等	0人
数	社会福祉施設	5人
	医療機関	1人
	死亡者	1人
	その他	0人
生前解約の状	施設側の申し出	0人
況		(解約事由の例)
	 入居者側の申し出	7人
		(解約事由の例)
		入院や特別養護老人ホームへの転居、ご逝去など

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		すずらん台翔裕館 施設長			
電話番号		0 7 8 - 5 9 7 - 7 7 1 6			
対応している時	平日	9時00分~17時00分			
間	土曜	_			
	日曜・祝日	_			
定休日		土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12/30-1/3)			
窓口の名称		神戸市福祉局監査指導部 法人・施設指導担当			
電話番号		$0\ 7\ 8 - 3\ 2\ 2 - 6\ 2\ 4\ 2$			
対応している時	平日	8:45~12:00,13:00~17:30			
間	土曜	_			
	日曜・祝日	_			
定休日		土曜・日曜・祝祭日・年末年始			
窓口の名称		神戸市消費生活センター			
電話番号		078-371-1221			
対応している時	平日	9:00~17:00			
間	土曜	_			
	日曜・祝日	_			
定休日		土曜・日曜・祝祭日・年末年始			

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1	あり	(その内容) あいおいニッセイ同和損害保険会社
	2	なし	
介護サービスの提供により賠償す	1	あり	(その内容) 事故発生対応マニュアルに基づき対応
べき事故が発生したときの対応	2	なし	
事故対応及びその予防のための指針	1	あり	2 なし

[※]緊急時24時間の連絡体制にて対応致します。

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意		+ 10	実施日				
見箱等利用者の意見等を把	1	あり	結果の開示	1	あり	2	なし
握する取組の状況	2	なし					
			実施日				
第三者による評価の実施状	1 あり	あり	評価機関名称				
況			結果の開示	1	あり	2	なし
	2	なし					

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	① 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
管理規程	① 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
事業収支計画書	① 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の要旨	① 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	③ 公開していない

10. その他

運営懇談会	① あり (開催頻度)年 2 回
	2 なし
	1 代替措置あり (内容)
	2 代替措置なし
提携ホームへの移行	1 あり(提携ホーム名:)
【表示事項】	② なし
有料老人ホーム設置時の老人	1 あり 2 なし
福祉法第 29 条第1項に規定	③ サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢の
する届出	居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要
高齢者の居住の安定確保に関	① あり 2 なし
する法律第5条第1項に規定	
するサービス付き高齢者向け	
住宅の登録	
有料老人ホーム設置運営指導	1 あり ② なし
指針「5.規模及び構造設備」	
に合致しない事項	
合致しない事項がある場合	
の内容	
「6. 既存建築物等の活用	1 適合している(代替措置)
の場合等の特例」への適合	2 適合している (将来の改善計画)
性	3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導	
指針の不適合事項	
不適合事項がある場合の内	
容	

添付書類:別添1 (別に実施する介護サービス一覧表) 別添2 (個別選択による介護サービス一覧表)

<u>**</u>	
<u> </u>	禄

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名	
11171717日 11171	

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス

リ涂!	10 VC	417 117 1		1
介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり	なし	すずらん台訪問介護	兵庫県神戸市北区鈴蘭台
	7		ステーション	南町9丁目1番10号
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
<居宅介護予防サービス>			<u> </u>	
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			<u>I</u>	
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<u> </u>	w, /	- 55 0	<u> </u>	
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		
介護医療院	あり	なし		
	0,7	1,40		

別添 2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

<u>特</u>	定施設入居者生活介護(地域密着型	型・介護予防	<u> 方を含む)</u>	の指定の有	無				なし	あり
	特定施設入居者生活介 個別の利用料で、実施するサービス 護費で、実施するサービ ス (利用者一部負担*1) (利用者が全額負担) 包含*2 都度*2 料金*3							備考		
		護費で、実施 ス(利用者-	iするサービ -部負担*1)	(利用者が	全額負担)	包含**2	都度**2	料金*3		川 与
介言	隻サービス									
	食事介助	なし	あり	なし	あり		0	1,100 円/30 分		
	排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり		0	1,100 円/30 分		
	おむつ代			なし	あり			実費		
	入浴(一般浴)介助・清拭	なし	あり	なし	あり		0	1,100 円/30 分		
	特浴介助	なし	あり	なし	あり		0	1,100 円/30 分		
	身辺介助(移動・着替え等)	なし	あり	なし	あり		0	1,100 円/30 分		
	機能訓練	なし	あり	なし	あり					
	通院介助	なし	あり	なし	あり		0	1,100 円/30 分		
主	舌サービス									
	居室掃除	なし	あり	なし	あり		0	880 円/30 分		
	 リネン交換	なし	あり	なし	あり		0	880 円/30 分	リネンレンタル 2、2	00 円 /月
	日常の洗濯	なし	あり	なし	あり		0	880 円/30 分		
	居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり		0		配膳・下膳各1回	 につき実施
	入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり			 実費		
	おやつ			なし	あり			実費(220円)	希望に応じて15	 寺に提供
	理美容師による理美容サービス			なし	あり			実費		
	買い物代行	なし	あり	なし	あり		0	1,100 円/30 分		
	役所手続き代行	なし	あり	なし	あり		0	1,100 円/30 分		
	金銭・貯金管理			なし	あり					
建 /	 兼維持増進サービス				•	0			★2月額定額制の場	号合:2,200円(1日の上限 30 分
	定期健康診断			なし	あり				年 1 回	
	健康相談	なし	あり	なし	あり		0	1,320 円/30 分	★ 2	
	生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり					
	服薬支援	なし	あり	なし	あり	0		3,300 円		
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし	あり	なし	あり				★ 2	
\	退院時・入院中のサービス				<u> </u>					
	入退院時の同行	なし	あり	なし	あり		0	1,100円/30分		
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり	†	İ			
	入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	†	†			

^{※1:}利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又・2割・3割の利用者負担)。

^{※2:「}あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄にoを記入する。

^{※3:}都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

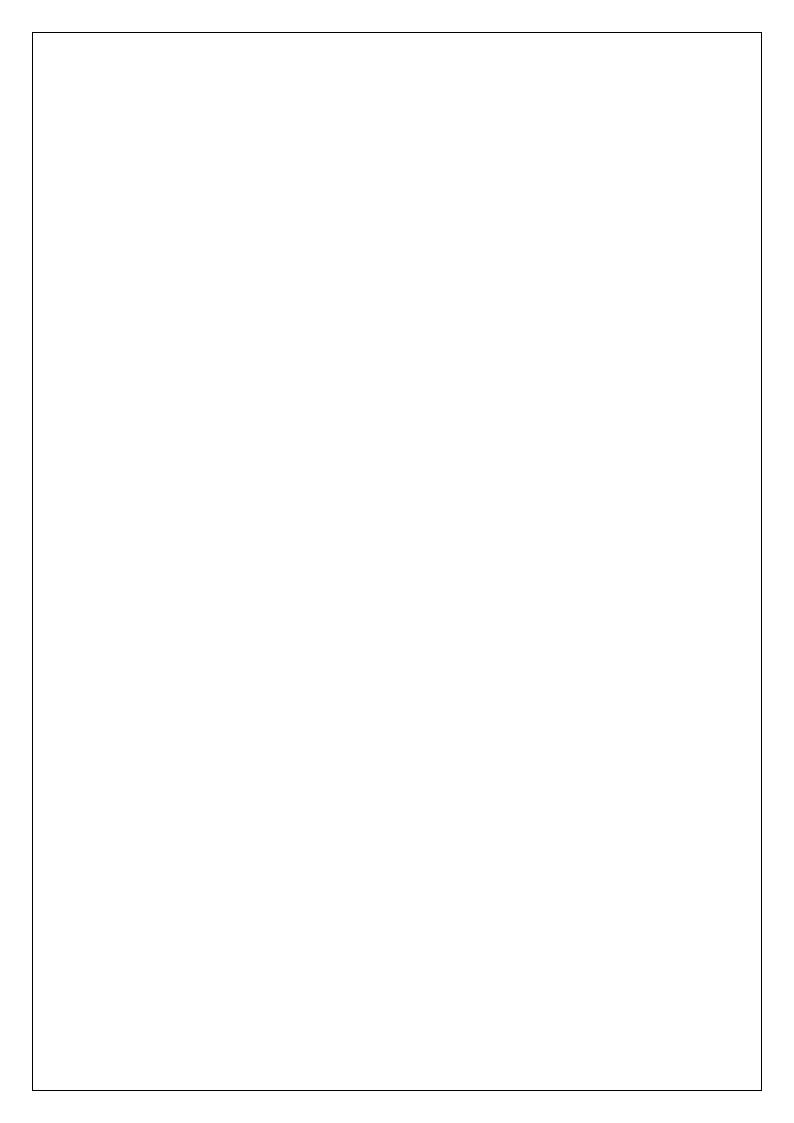
^{※4:} 税込み表示

重要事項説明書

訪問介護・介護予防訪問サービス・ 生活支援訪問サービス

利用者: 神谷 美代子 様

<u>事業者:株式会社サンガジャパン</u> 事業所:すずらん台 訪問介護ステーション



訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス重要事項説明書

(令和 6年 10月 1日 現在)

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 番 号 0 7 8 - 5 9 7 - 7 7 1 6 F A X 0 7 8 - 5 9 7 - 7 7 2 6

受付日時 月曜日から土曜日 午前8時30分より午後17時30分

受付担当管理者辻本 高志サービス提供責任者 橋本 知子

※ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

※上記サービス提供日時以外の日に、サービスの提供をご希望の方はご相談下さい。

2. 事業所の概要

(1) 事業所名等

事業所名	すずらん台 訪問介護ステーション
所在地	〒651-1113 兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町9丁目1番10号
介護保険指定番号	2875004166
通常の事業の実施地域	鈴蘭台すこやかあんしんセンター区域(鈴蘭台西町、鈴蘭台北町、 鈴蘭台南町 1-6-7-8-9 丁目、鈴蘭台東町、中里町、山田町谷上(小 部南山を含む)

[※]上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1 名
サービス提供責任者	 訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの利用の申込みに係る調整を行います。 訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ介護予防) 訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス計画を交付します。 訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの実施状況の把握及び訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの実施状況の把握及び訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス計画の変更を行います。 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を行い、サービスの内容の管理を行います。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 	1名以上
訪問介護員	 訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス計画に基づき、 日常生活を営むのに必要な訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスを提供します。 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 	常勤換算 2. 5名以上

(3) 事業所の営業日

営業日	通常:月曜日から土曜日 ただし、12月30日から 翌年1月3日を除く	営業時間	午前8時30分から 午後17時30分
-----	--	------	-----------------------

(4) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 7:00~19:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00	備考
平日	0	0	0	Δ	△ご相談
土・祝日	0	0	0	Δ	△ご相談

※時間帯により、利用者様負担料金が異なります。

※日曜日及び通常時間帯以外の時間にサービスの提供を希望される場合は、ご相談下さい。

3. 提供する訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの内容

①訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、 洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。 具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

白.什. 人类	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を 高めるための介助や専門的な援助を行います。
身体介護	例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、 清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院·外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

- ②介護予防訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスは、利用者が行う日常の家事などを見守りながら一緒に行います。
- ③ 訪問介護計画・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの作成。

4. 利用料金

(1) 利用料

・介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(利用料金)の 1割または2割、3割です。介護保険負担割合証に記載された割合となります。ただ し、介護保険の給付の範囲(支給限度額)を超えたサービス料金は全額自己負担とな ります。その場合は一旦基本利用料(10割分)の料金を頂き、サービス提供証明書 と領収証を後日、市町村の窓口に提出されますと差額の払い戻しを受けることが出来 ます。(償還払い)

○介護予防訪問サービス(独自)の場合 【基本部分】

区分	単位(月)	利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
		(1割)	(2割)	(3 割)
要支援1・2・事業対象者	1, 176	1,274 円	2,549 円	3,824 円
ケアプラン:週1回程度				
要支援1・2・事業対象者	2, 349	2,546 円	5,092 円	7,638 円
ケアプラン:週2回程度				
要支援2	3, 727	4,040 円	8,080 円	12, 120 円
ケアプラン:週2回を超える程度				
34 (1 T T D - 4 D - 5 - 1 D - 1 D - 5 D -				

- ※地域区分は4級地:1単位= 10.84円
- ※上記の基本利用料は、神戸市長が定める金額であり、これが改定された場合は、 これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料 を書面でお知らせします。

○生活支援訪問サービス (独自) の場合

【基本部分】

区分	単位(月)	利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
		(1割)	(2割)	(3 割)
要支援1・2・事業対象者	941	1,020 円	2,040 円	3,060 円
ケアプラン:週1回程度				
要支援1・2・事業対象者	1,879	2,037 円	4,074 円	6,111円
ケアプラン:週2回程度				
要支援2	2, 982	3,233 円	6,465 円	9,698円
ケアプラン:週2回を超える程度				

[※]地域区分は4級地:1単位= 10.84円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

<u> </u>					
		加算額			
加算の種類	加算の要件	++ 1.41 = 1.41	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
		基本利用料	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
	新規に介護予防訪問介護・介護予防訪問介護相当				
初回加算	サービス計画を作成した利用者へサービス提供責	2,168円	217円	434円	651円
	任者が初回若しくは同月内に訪問、同行した場合。				
	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテー				326円
	ション事業所の理学療法士等に同行し、共同して		109円	217円	
生活機能向上	利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向	1 0045			
連携加算 I	上を目的とした介護予防訪問介護・介護予防訪問	1,084円			
	介護相当サービス計画を作成し、サービス提供し				
	た場合(1月につき)				
	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテー				
	ション事業所の理学療法士等に同行し、共同して				
生活機能向上	利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向	0.160	0.1.7.11	4045	
連携加算Ⅱ	上を目的とした介護予防訪問介護・介護予防訪問	2,168円	217円	434円	651円
	介護相当サービス計画を作成し、サービス提供し				
	た場合(1月につき)				
介護職員等	介護職員の研修機会の確保、処遇改善を図り、		上記基本部分	分と各種加算	
処遇改善加算Ⅱ※	賃金改善に充てられる。		減算の2	22.4%	
(1.1.)	1000 - 1-60 - 1 - 60 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -				

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	算定額
	1.事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者。 2.上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は上記と同じ)に居住する者。 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	1 2%減算

[※]上記の基本利用料は、神戸市長が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

○訪問介護の場合

【基本部分】

	777】				
		20分未満 (頻回型を除く)	20分以上~ 30分未満	3 0 分以上~ 1 時間未満	1時間以上 30分増す毎に自 己負担84単位加 算されます
身	1. 利用料金	1,766円	2,644円	4,195円	6,146円
体	2.1割負担	176円	264円	419円	6 1 4 円
介	3.2割負担	353円	528円	839円	1,229円
護	4.3割負担	529円	793円	1,258円	1,843円
				20分以上~ 45分未満	4 5 分以上
	1. 利用料金				
4				1,940円	2,384円
生活缓	2. 1割負担			1,940円	2,384円
活 援	2. 1割負担			194円	238円

1回の訪問介護において身体介護と生活援助が混在する場合には、具体的なサービス内容を区分して、身体介護にかかる利用料に、以下のように生活援助部分を加算いたします。

Δ./+·Λ=#	生活援助が占め る時間	身体20分以上 30分未満 生活20分以上 45分未満	身体20分以上 30分未満 生活45分以上 70分未満	身体30分以上 60分未満 生活45分以上 70分未満
身体介護 生活援助 混在型	身体生活介護利用料	3,349円	4,054円	5,604円
	1割負担	3 3 4 円	405円	560円
	2割負担	669円	810円	1, 120円
	3割負担	1,004円	1,216円	1,681円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

		加算額			
加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
		基本利用科	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
	新規に訪問介護計画を作成した利用				
初回加算	者へサービス提供責任者が初回若し	2,168円	217円	434円	651円
	くは同月内に訪問、同行した場合				
	サービス提供責任者が訪問リハビリ				
	テーション事業所若しくは通所リハ				
	ビリテーション事業所の理学療法士				
生活機能向上	等に同行し、共同して利用者の心身	1,084円	109円	217円	3 2 6 円
連携加算 I	の状況等を評価した上、生活機能向	1,004	109	2117	
	上を目的とした訪問介護計画を作成				
	し、サービス提供した場合。				
	(1月につき)				
	利用者や家族等からの要請を受け、				
	サービス提供責任者が、介護支援専				
緊急時訪問	門員と連携し、介護支援専門員が必	1,084円	109円	217円	3 2 6 円
介護加算	要であると判断し、24時間以内に緊	1, 004]]	10911	21711	
	急にサービスを提供した場合(1回				
	につき)				
Land on the	夜間(18時~22時)又は早朝(6			m () = = = o/	
夜間・早朝	時~8時) にサービス提供する場合		上記基本部	部分の25%	
	深夜(22時~6時)にサービス提				
深夜	供する場合		上記基本部	『分の50%	
A - W-W == 44					
介護職員等	介護職員の研修機会の確保、処遇改	,			
処遇改善加算 I ※	善を図り、賃金改善に充てられる。		各種加算減算の	合計の22.4%	

- (注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。
 - ※上記の料金設定の基本となる時間は実際のサービス提供時間ではなく利用者様の居宅サービス計画 (ケアプラン) に定められた目安の時間を基準とします。
 - ※やむを得ない事情でかつ、利用者の同意を得て、二人で訪問した場合は二人分の料金となります

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	算定額
・同一建物減算 I	1.事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者。 2.上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は上記と同じ)に居住する者。	1 2 %減算
	②工能以外の範囲に所任する建物(建物の足義は工能と同じ)に居任する有。 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	

(2) 交通費

前記2の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、前記2の(1)の通常の事業の実施地域を越えた地点からホームヘルパーが訪問するための交通費の実費が必要です。

すずらん台 訪問介護ステーション

訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス 重要事項説明書

通常の事業の実施地域内

無料

・通常の事業の実施地域を越えた地点から 10㎞未満 片道 200円

以後5㎞毎に 片道 200円

タクシーを利用した場合

実費負担 (通常の事業実施地域外)

・有料道路を利用した場合

実費負担 (通常の事業実施地域外)

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、 至急ご連絡ください。

利用日の前営業日の午後5時までにご連絡をいただいた場合無料利用日の前営業日の午後5時以降、またはご連絡をいただか
なかった場合サービスの提供を受けた場合の 10
割を頂戴します連絡先 すずらん台 訪問介護ステーション (TEL) 0 7 8 - 5 9 7 - 7 7 1 6

■利用者様の病変・急な入院など、やむを得ない事情による中止の場合にはキャンセル料はいただきません。

(4) その他

- ① 利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気並びにご自身分の電話及び交通費の実費(病院受診・買い物等により交通機関を使用した場合の運賃等)の費用は利用者様のご負担になります。
- ② 料金のお支払い方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までにお支払いください。お支払い方法は、現金支払い・事業者指定口座振込み・口座自動引き落としのいずれかをご契約の際に選べます。なお、現金支払いの方は、支払いの際に領収証をお渡しします。口座引き落としの方は、引き落とし確認後に領収証を発行します。

- ③ 利用者様に関するサービス提供記録の複写物の交付を希望される場合は、1枚当たり 10円ご負担いただきます。
- ④ 領収証を紛失された場合には、ご依頼頂ければ再発行いたします。 その場合、再発行手数料として1通当たり500円頂戴します。 ※事業者口座振込の場合は、別途通知の銀行口座へお願いします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- イ 重要事項説明書を説明の上契約を締結し、訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス計画作成後、サービスの提供を開始します。
- ※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談くだ さい。
- ロ サービス提供を行う訪問介護員 サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供に あたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者様の都合でサービスを終了する場合
 - ・サービスの終了を希望する日の10日前までに書面にてお申し出ください。
- ② 事業者の都合でサービスを終了する場合
 - ・人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合が ございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

利用者様が介護保険施設に入所した場合。

すずらん台 訪問介護ステーション

訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス 重要事項説明書

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護・要支援認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。この場合、条件を変更して、自費サービス契約として再度契約することが出来ます。
- ・利用者様がお亡くなりになった場合。

④ その他

- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様 やご家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合、または事業者が破産 した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了するこ とができます。
- ・ 利用者様がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告した にもかかわらず2週間以内に支払われない場合、契約解除した上で、未払い金をお支払 頂きます。または利用者様やご家族などが事業者やサービス従事者に対してこの契約を 継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービ スを終了させていただく場合がございます。

6. 事業者の訪問介護サービスの特徴など

(1) 事業の目的

要支援または要介護状態となった場合も、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう生活全般にわたる援助・支援を行います。

(2) 運営の方針

①訪問介護

- 1. 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 2. 必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めます。
- 3. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、 計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- 4. 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

②介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス

- 1. 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。
- 2. 利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス計画を作成するとともに、介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス計画の作成後、介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告します。
- 3. 利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、介護予防支援事業者、地域包括支援センター、他の介護予防訪問サービス事業者、生活支援訪問サービス事業者、地域の保健医療サービス及び利用者の所在する市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めます。

(3) 研修

事業者では雇用採用時に採用時研修を採用後1ヵ月以内に実施する。 また年3回以上の継続研修を行います。

7. 損害賠償について

事業者が利用者様に対して賠償すべきことが起こった場合は、賠償をいたします。 事業者は損害賠償保険に加入しています。

8. 緊急時の対応方法

訪問介護員等は、指定訪問介護、介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

9. 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定訪問介護、介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスの 提供により事故が発生した場合は利用者の所在する市町村、利用者の家族、居宅介護 支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対する指定訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

※緊急連絡先は、以下の相談・苦情窓口と同じです。

10. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 事業者お客様相談・苦情窓口

事業者窓口	電話	受付日時
すずらん台 訪問介護 ステーション	078-597-7716 管理者 辻本 高志	月曜日から土曜日 午前8時30分から 午後17時30分
(㈱サンガジャパン 西日本支社	075-256-8700	月曜日から金曜日 午前9時00分から 午後18時00分

(2) その他

事業者以外に市町村又は兵庫県国民健康保険団体連合会等に相談・苦情を伝えることができます。

担当課	電話	受 付 日 時
神戸市福祉局 監査指導部	078-322-6326	平日 8:45~12:00 13:00~17:00
兵庫県国民健康保険 団体連合会介護サービス 苦情相談窓口	078-332-5617	平日 8:45~17:15
神戸市消費生活センター (契約についてご相談)	078-371-1221	平日 9:00~17:00

11. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施するものとする。

すずらん台 訪問介護ステーション

訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス 重要事項説明書

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

12. 身体拘束

事業所は、サービスの提供にあたって、当該利用者または他の利用者等の生命または 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を 制限する行為は行わない。なお、やむを得ず身体拘束等行動制限を行う場合は、次の 事項を実施するものとする。

- 1. やむを得ず身体拘束を行う場合は、管理者を中心とした事業所全体で検討し、次の手順による説明書を作成し、家族へ説明・同意を得る。
 - ① 利用者がいかなる状態であるかの客観的解説。
 - ② 当該事業所で行いうる介護手法での対応が困難な理由。
 - ③ 今後の当該利用者に対する介護の方針。
 - ④ 具体的な身体拘束の内容とその手段についての解説。
- 2. 拘束中は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し、完結の日から5年間保存する。
- 3.身体拘束中は常に事業所全体で解除するための検討を行う。
- 4.身体拘束の適正化
- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、 従業員に周知徹底を図る。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 身体的拘束等の適正化のため、研修は(新規採用時及び年間研修計画に位置付け) を2回以上実施する。

13. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢

事業所は、サービス提供中に、当該事業所の促棄者又は養護者(利用者の家族等局齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14. 衛生管理及び感染症の対策等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に 1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に 実施する。

15. 会社の概要

名称	株式会社サンガジャパン
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地9
代 表 者	代表取締役 山口 智博
電話番号	048-614-1541 (代表)
FAX 番号	0 4 8 - 6 1 4 - 1 5 5 2
法人の行う他の業務	認知症対応型共同生活介護、特定施設、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、訪問介護、 居宅介護支援、 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定入居者生活介護、総合支援法 他

16. 秘密保持と個人情報の保護

事業者及び事業所が使用する者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、サービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報の利用について、適切に取り扱います。正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

あらかじめ、文書により利用者及びその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

17. その他運営に関する重要事項

①人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うと共に、その従業者に対し研修の機会を確保します。

②非常災害発生時の対応

事業者は、非常災害時の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

③暴力団排除

事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員ではありません。また、事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けることはありません。

18. 第三者評価の実施状況

実施	無・有	実施日	(年	月	日)
評価機関	()
評価結果	の公開状況	無・有	(年	月	日)

19. その他

この重要事項説明書は大切に必ず保存して下さい。

すずらん台 訪問介護ステーション 訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス 重要事項説明書

本書面に基づいて訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスについての重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 株式会社サンガジャパン

所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地9

事業所 すずらん台 訪問介護ステーション

説明者 辻本 高志 印

私は本書面により、事業者から訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援 訪問サービスについての重要事項の説明を受けました。

本人 住	所		
氏	名		印
代理人 住			
氏	名	(利田老との結構・	即